

徳島県立総合看護学校管理規則の一部改正(案)に係るパブリックコメントの実施結果について

令和6年12月23日(月)から令和7年1月21日(火)まで、徳島県立総合看護学校管理規則の一部改正(案)についてパブリックコメントにより御意見を募集したところ3名の方から、5件の御意見をいただきました。

御意見の概要と県の考え方は次のとおりです。

No.	いただいた御意見の趣旨	御意見に対する県の考え方
1	准看護学科の社会人入試枠の対象において、高等学校卒業者に限定するのではなく、中学校卒業者に受験資格を与えてはどうか。	社会人入試枠においては、一般枠と異なり、学科試験を免除するため、学力を見極める基準が必要となります。他校の学科試験を免除する社会人入試の出願資格等を参考にしながら、一般枠と差別化ができればと考えております。
2	学校長が定める要件とはなにか。また要件を規則に記載してはどうか。	学校長が定める要件は、出願資格を「高等学校又は中等教育学校卒業後、3年経過している者」とします。 また、要件については、他の学科に合わせ、募集要項に記載させていただきます。
3	入学後のことを考えると一定の学力は必要と思うが、学科試験を免除しても大丈夫か。	学校としても一定の学力は必要と考えており、高等学校又は中等教育学校卒業を出願資格とすることで、相応の学力を有した社会人に受験していただけたと考えております。
4	第一看護学科など3年で看護師になれる環境がある中で准看護学科は今後も必要なのか。	准看護学科においては、経済的な理由などから入学される方もおり、学校としては看護師・准看護師ともに、看護職を志すあらゆる人に資格取得に向けた教育の場を提供したいと考えております。
5	徳島県立総合看護学校を徳島県立中央病院附属の総合看護学校にする。	学校運営について、今後の参考にさせていただきます。